【患者活動サロン使用規程】

（目的）

第1条　本規程は、独立行政法人国立病院機構施設管理細則第12条の規定に基づき、北海道がんセンター内の患者団体専用室（以下「患者活動サロン」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（施設管理）

第2条　「患者活動サロン」の施設管理は、管理課が行う。

（使用許可の範囲）

第3条　「患者活動サロン」を使用できる者は、次に掲げるものとする。

なお、公共の施設であることから営利目的、政治・宗教目的での利用はできないものとする。

① 北海道がん患者連絡会加入団体
② その他院長が特に許可した者

（使用時間等の制限）

第4条

① 「患者活動サロン」の使用時間は原則として10時00分から12時00分、13時00分から15時00分までとする。
② がん支援活動の内容により、あらかじめ使用時間の延長が許可されたものについてはこの限りではない。
③ 定期的な使用を希望できる日は、土曜、日曜以外の日とする。

（使用手続き）

第5条

① 第3条に掲げる者が「患者活動サロン」の使用を希望するときは、使用申請書（様式1）をがん相談支援情報室に提出し、院長の承認・許可書（様式2）を得なければならない。
② 使用申請は、原則として使用予定日の1か月前から1週間前までの間に行うこととする。
③ 院長は、利用申請の内容を確認し、支障がなければ利用を承認し、当該団体にその旨を通知する。

（使用料の免除）
第 6 条　「患者活動サロン」の使用料は免除する。（電気、水道料金を含む）ただし、その他経費については使用者が負担するものとする。

（使用の取り消し）
第 7 条　使用許可後、これを取り消し、または、変更しようとするときは、その都度すみやかにがん相談支援情報室に申し出ることとする。

（鍵の受け渡し）
第 8 条　「患者活動サロン」の鍵は、がん相談支援情報室から受け取り、使用が終了したら返還することとする。

（使用者の心得）
第 9 条　使用者はこの規程に定めるもののほかに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
① 火災予防に万全を期すこと。
② 電気、水道の節約に努めること。
③ 室内設備の備品等は、丁度に取扱い、使用後は必ず整理整頓すること。
④　備品の持ち込みは許可を受けること。

附則
この規程は平成 19 年 8 月 18 日から施行する。
この規程は平成 30 年 2 月 16 日に改定し、同日より施行する。
この規程は令和 6 年 6 月 1 日に改定し、同日より施行する。